

排水設備の設置又は改築の確認に係る審査基準（別紙 1-1）

排水設備の設置又は改築の確認の審査基準は、本基準表による。

審査基準

根拠条項	審査基準
<p>下水道条例第 8 条第 1 項</p> <p>第 8 条 排水設備の設置又は改築(以下「排水設備設置等」という。)をしようとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書を提出し、市長の確認を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の確認を受けようとする者が排水設備設置義務者以外の者であつても、次の各号のいずれかに該当するときは、これを確認することができる。</p> <p>(1) 排水設備設置義務者が排水設備設置等を承諾したとき。</p> <p>(次頁へ続く)</p>	<p>I 確認申請書の審査要件</p> <p>1. 下水道法第 10 条、下水道法施行令第 8 条、下水道条例第 7 条、下水道条例施行規則第 5 条、第 6 条の規定に適合しているもので、公共下水道へ排水設備を設置するため、または既設排水設備を改築するために提出された申請で次に該当する申請を対象とする。なお、申請する期限については、排水設備の完成日前とする。</p> <p>(1) 敷地内の汚水または雨水を公共下水道に排除するために排水設備設置等を行う申請。</p> <p>(2) 上記に準じる内容の申請。</p> <p>II 確認申請書の審査基準等</p> <p>1. 下水の種類と排除方式</p> <p>(1) 下水の種類</p> <p>① 汚水</p> <p>ア. 水洗便所からの排水</p> <p>イ. 台所、風呂場、洗面所、洗濯場からの排水</p> <p>ウ. 屋外洗場などからの排水（周囲からの雨水の混入がないもの）</p> <p>エ. 冷却水</p> <p>オ. プール排水</p> <p>カ. 地下構造物からの湧水</p> <p>キ. 工場・事業場の生産活動により生じた排水</p> <p>ク. 工事中排水</p> <p>ケ. 水道洗管排水</p> <p>コ. その他雨水以外の排水</p> <p>注) カ. については地層を浸透・經由しており一般的に清浄な良質水と認め、雨水と同様に取扱います。但し、常時湧出することが予測される又は常時湧出している建物については別途、取扱いを協議する</p> <p>② 雨水</p> <p>ア. 雨水</p> <p>イ. 地下水（地表に流れ出てくる湧水）</p>

	<p>ウ. 雪どけ水</p> <p>エ. 融雪機器等からの融雪水</p> <p>オ. その他の自然水</p> <p>(2) 排除方式</p> <p>合流式の区域にあつては、汚水及び雨水を同一の排水本管により排除することとし、分流式の区域にあつては、雨水と汚水とを分離して排除する。また、スノーダクト、ルーフトレン等による屋根排水並びに融雪機器等の排水は公共雨水ますまたは私設雨水ますに接続し排除することとする。ただし、雨水を地下に浸透させる場合は除く。(下水道法施行令第8条第4号)</p> <p>(札幌市下水道条例施行規則第5条第4号の基準)</p> <p>2. 公共下水道への排水管の接合(本管接合)</p> <p>(1) 取付管は本管に対して直角に接続する。ただし、埋設物等の障害により、やむを得ない場合は、下流側に接続する。(札幌市下水道条例施行規則第5条第4号の基準)</p> <p>(2) 本管接合の取付管の管径は、150mmを基準とし、最大200mmまでとする。ただし、市街化調整区域の本管200mmへの接合は管径100mmとする。(札幌市下水道条例施行規則第5条第4号の基準)</p> <p>(3) 取付管は、原則として硬質塩化ビニル管とし、接合には必ず自在支管を使用する。(札幌市下水道設計標準図によるものとする。)(札幌市下水道条例施行規則第5条第4号の基準)</p>
--	--

排水設備の設置又は改築の確認に係る審査基準（別紙 1-2）

排水設備の設置又は改築の確認の審査基準は、本基準表による。

審査基準

根拠条項	審査基準
<p>下水道条例第8条第1項</p> <p>（前頁より続く）</p> <p>（2）排水設備設置義務者が第6条第1項及び法第10条第2項の義務を履行せず、かつ、排水設備設置等を承諾しないとき。</p> <p>3 前2項の規定により確認を受けた者は、当該排水設備設置等の工事がしゅん工したときは、速やかに市長の検査を受けなければならない。</p>	<p>3. コンクリートますへの接続</p> <p>(1) 排水管の上流管と下流管の内角は、90°以上とする。（札幌市下水道条例施行規則第5条第4号の基準）</p> <p>(2) 原則として、排水管が汚水ますのインバートに対し縦断方向に接続する場合には管底接続とし、これ以外の接続の場合にはインバート上に接続するものとする。この場合、排水管はます中心に向けて接続する。（札幌市下水道条例施行規則第5条第4号の基準）</p> <p>(3) 公共汚水ますのインバートの切り盛りは、行わないものとする。（札幌市下水道条例施行規則第5条第4号の基準）</p> <p>4. 排水管の設置</p> <p>(1) 排水管の最小土かぶりは、30cm以上確保する。（札幌市下水道条例施行規則第5条第4号の基準）</p> <p>(2) 排水をやむなく露出配管とするときは断熱防護をする。（札幌市下水道条例施行規則第5条第4号の基準）</p> <p>(3) 汚水の排水設備は暗渠とし、ますまたはマンホールには蓋を設ける。（下水道法施行令第8条第7号、第9号の規定）</p> <p>5. 排水管の管径</p> <p>(1) 排水本管の管径は、100mm以上とする。（札幌市下水道条例第7条第2号の基準）</p> <p>(2) 排水枝管の管径は、75mm以上とする。ただし、トラップ付器具は除くものとする。（札幌市下水道条例施行規則第5条第4号の基準）</p> <p>6. 排水管の勾配</p> <p>(1) 排水管の管径が75mm～200mmについては、1/100以上とする。（札幌市下水道条例施行規則第5条第4号の基準）</p> <p>(2) 排水管の管径が250mm以上については、原則として最小流速1.0m/s以上を得られる勾配とする。（札幌市下水道条例施行規則第5条第4号の基準）</p>

排水設備の設置又は改築の確認に係る審査基準 (別紙 1-3)

排水設備の設置又は改築の確認の審査基準は、本基準表による。

審査基準

根拠条項	審査基準						
下水道条例第8条第1項	<p>7. 排水管の材料</p> <p>排水設備に使用する管の材料は、下水道用の硬質塩化ビニル管、鉄筋コンクリート管、遠心力鉄筋コンクリート管、ポリエチレン管、排水用鋳鉄管、またはこれらと同等以上のものとする。(札幌市下水道条例施行規則第5条第4号の基準)</p> <p>8. ますの設置場所</p> <p>(1) 雨水管の始まる箇所。(下水道法施行令第8条第8号イの規定)</p> <p>(2) 直線部において排水管径の120倍以内の箇所(下水道法施行令第8条第8号ハの規定)</p> <p>(3) 各排水口、終点、屈曲点、合流点とする。(受託工事によるものでφ200mm以上にφ100mmを接合する場合は、ソケット接合でもよい。(札幌市下水道条例施行規則第5条第4号の基準)</p> <p>(4) 排水管の管径、勾配、管種、流路の方向の異なる箇所とする。(札幌市下水道条例施行規則第5条第4号の基準)</p> <p>(5) 本管接合の場合は、原則として道路境界線に接した宅地内の箇所とする。(札幌市下水道条例施行規則第5条第4号の基準)</p> <p>9. ますの種類及び設置の範囲</p> <p>使用するますによって、その深さは次の基準によるものとする。(札幌市下水道条例施行規則第5条第4号の基準)</p> <p style="text-align: center;">(塩化ビニル製ます設置範囲)</p> <table border="1" data-bbox="491 1541 1353 1686"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 1541 767 1585">ます内径及び内のり幅</th> <th data-bbox="767 1541 1353 1585">使用深さの基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 1585 767 1637">150 mm</td> <td data-bbox="767 1585 1353 1637">排水本管の管底深さは、110 cmまで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1637 767 1686">200~350 mmまで</td> <td data-bbox="767 1637 1353 1686">排水本管の管底深さは、200 cmまで</td> </tr> </tbody> </table>	ます内径及び内のり幅	使用深さの基準	150 mm	排水本管の管底深さは、110 cmまで	200~350 mmまで	排水本管の管底深さは、200 cmまで
ます内径及び内のり幅	使用深さの基準						
150 mm	排水本管の管底深さは、110 cmまで						
200~350 mmまで	排水本管の管底深さは、200 cmまで						

排水設備の設置又は改築の確認に係る審査基準 (別紙 1-4)

排水設備の設置又は改築の確認の審査基準は、本基準表による。

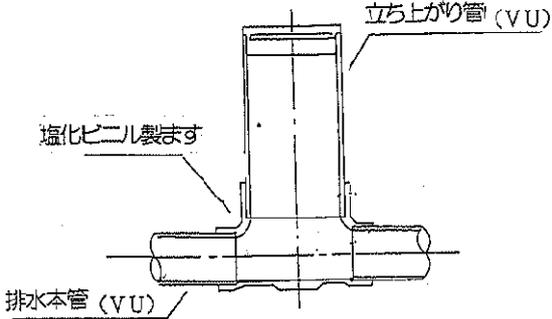
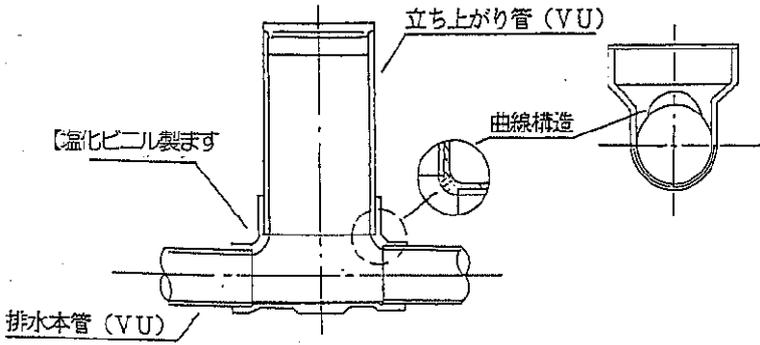
審査基準

根拠条項	審査基準								
下水道条例第 8 条第 1 項	<p style="text-align: center;">(コンクリート製ます設置範囲)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 517 767 562">ます内径及び内のり幅</th> <th data-bbox="767 517 1350 562">使用深さの基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 562 767 607">300～400 mmまで</td> <td data-bbox="767 562 1350 607">排水本管の管底深さは、1 1 0 cmまで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 607 767 651">450～500 mmまで</td> <td data-bbox="767 607 1350 651">排水本管の管底深さは、1 5 0 cmまで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 651 767 696">600～800 mmまで</td> <td data-bbox="767 651 1350 696">排水本管の管底深さは、2 0 0 cmまで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※900 mm以上 排水本管の管底深さが 200 cmを超える場合</p> <p>1 0. ますの構造</p> <p>汚水ますはインバートを、雨水ますは 1 5 cm 以上の泥溜を設けるものとする。(下水道法施行令第 8 条第 10 号の規定)</p> <p>1 1. ますの材料</p> <p>排水設備に使用するますの材料は、鉄筋コンクリート、ポリプロピレン、下水道用の硬質塩化ビニル、またはこれらと同等以上のものとする。(札幌市下水道条例施行規則第 5 条第 4 号の基準)</p> <p>1 2. 塩化ビニル製ますの設置</p> <p>(1) ますの上端と地表面との高さ調整は、立ち上がり管により行う。(札幌市下水道条例施行規則第 5 条第 4 号の基準)</p> <p>(2) トイレからの排水においては、「落差付 4 5°」のますを設置する。ただし、起点の場合は除く。(札幌市下水道条例施行規則第 5 条第 4 号の基準)</p> <p>1 3. 塩化ビニル製ますの構造</p> <p>(1) ます本体の形状は円形とし、硬質塩化ビニル製 (VU 管) とする。(札幌市下水道条例施行規則第 5 条第 4 号の基準)</p> <p>(2) ますの内径は 1 5 0 mm 以上とし、ます本体は、インバート部と一体成形されていること。(札幌市下水道条例施行規則第 5 条第 4 号の基準)</p> <p>(3) インバート部には、最小勾配が設けられていること。(札幌市下水道条例施行規則第 5 条第 4 号の基準)</p>	ます内径及び内のり幅	使用深さの基準	300～400 mmまで	排水本管の管底深さは、1 1 0 cmまで	450～500 mmまで	排水本管の管底深さは、1 5 0 cmまで	600～800 mmまで	排水本管の管底深さは、2 0 0 cmまで
ます内径及び内のり幅	使用深さの基準								
300～400 mmまで	排水本管の管底深さは、1 1 0 cmまで								
450～500 mmまで	排水本管の管底深さは、1 5 0 cmまで								
600～800 mmまで	排水本管の管底深さは、2 0 0 cmまで								

排水設備の設置又は改築の確認に係る審査基準 (別紙 1-5)

排水設備の設置又は改築の確認の審査基準は、本基準表による。

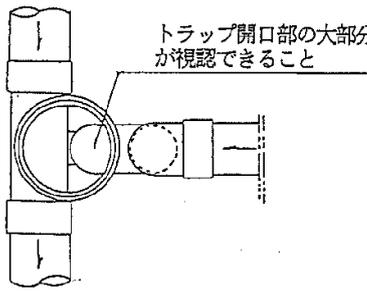
審査基準

根拠条項	審査基準
下水道条例第8条第1項	<p>(4) 排水本管と、ます本体が接着接合できるような、図一1の構造であること。(札幌市下水道条例施行規則第5条第4号の基準)</p> <p style="text-align: center;">(図一1)</p>  <p>(5) 管路部と、ます立ち上がり部の会合するコーナ部は、図一2のとおり維持管理器具の使用が容易な曲線構造であること。(札幌市下水道条例施行規則第5条第4号の基準)</p> <p style="text-align: center;">(図一2)</p> 

排水設備の設置又は改築の確認に係る審査基準 (別紙 1-6)

排水設備の設置又は改築の確認の審査基準は、本基準表による。

審査基準

根拠条項	審査基準
下水道条例第8条第1項	<p>(6) 排水本管及びトラップ開口部は、図一3のとおり点検、維持管理が容易にできる構造であること。(札幌市下水道条例施行規則第5条第4号の基準)</p> <p>(図一3)</p>  <p>14. 掃除口の設置場所及び構造</p> <p>掃除口は、ますの設置が困難な箇所では排水管の維持管理上必要な箇所に設置することができる。また、掃除口の蓋は漏水がなく臭気が漏れない密閉式のものとする。(下水道法施行令第8条第10号の規定)</p> <p>15. トラップの設置場所</p> <p>(1) 原則として器具1器につき1個を設置する。(札幌市下水道条例施行規則第5条第4号の基準)</p> <p>(2) 器具にトラップがない場合は、排水口ますに接してトラップを設置する。(札幌市下水道条例施行規則第5条第4号の基準)</p> <p>16. トラップの構造及び口径</p> <p>(1) 封水深は50mm以上100mm以下とする。(札幌市下水道条例施行規則第5条第4号の基準)</p> <p>(2) トラップ口径は、75mm以上とする。ただし、トラップ付器具は除く。(札幌市下水道条例施行規則第5条第4号の基準)</p> <p>(3) トラップは、硬質塩化ビニルまたはこれらと同等以上のものとする。(札幌市下水道条例施行規則第5条第4号の基準)</p>

排水設備の設置又は改築の確認に係る審査基準（別紙 1-7）

排水設備の設置又は改築の確認の審査基準は、本基準表による。

審査基準

根拠条項	審査基準
下水道条例第 8 条 第 1 項	<p>17. ストレーナの設置 台所、浴室、洗濯場等のじんかいが流出する箇所には、8 mm 目以下の格子または網を取り付けること。（札幌市下水道条例施行規則第 5 条第 2 号）</p> <p>18. グリース阻集器の設置及び構造 (1) 油脂分を多量に含む汚水を排出する箇所には、グリース阻集器を設けること。（札幌市下水道条例施行規則第 5 条第 4 号の基準） (2) 器具または装置は、容易に点検、掃除、及び処理できる構造のものとする。（札幌市下水道条例施行規則第 5 条第 4 号の基準） (3) 設置にあたっては、阻止、分離、収集しようとする油脂分に適応したもので、かつ、公益社団法人空気調和・衛生工学会が制定する SHASE-S 217（グリース阻集器）の規格と同等以上の性能及び構造のものとする。（札幌市下水道条例施行規則第 5 条第 4 号の基準）</p> <p>19. 半地下構造物等の排水対策 半地下構造物等の下水道利用については、溢水のおそれがあることから、半地下部分はポンプ排水等の対策を講ずることとする。（札幌市下水道条例施行規則第 5 条第 4 号の基準）</p> <p>20. 工事中排水に係る沈砂槽の構造 (1) 湧水等を砂利ろ過層を通じて釜場へ集め、公共下水道へ流入させる手前に沈砂槽を設けることとする。（札幌市下水道条例施行規則第 5 条第 4 号の基準） (2) 沈砂槽は、ポンプ揚水能力に対し滞留時間の保てる容量であり、0.2 mm の砂粒子の除去率が 50% 以上となる構造になっているものとする。（札幌市下水道条例施行規則第 5 条第 4 号の基準）</p> <p>21. ディスポーザ ディスポーザを設置する場合は「札幌市ディスポーザ排水処理システム等の取扱い方針（H17.12.15 部長決裁）」に基づくものとする。（札幌市下水道条例施行規則第 5 条第 3 号）</p>

排水設備の設置又は改築の確認に係る審査基準（別紙 1-8）

排水設備の設置又は改築の確認の審査基準は、本基準表による。

審査基準

根拠条項	審査基準
下水道条例第 8 条第 1 項 附則（H7. 3. 25）施行期日-別紙 1 部分 H7. 4. 1 から施行 附則（H10. 4. 28） H10. 5. 1 から施行 附則（H11. 11. 18） H11. 11. 18 から施行 附則（H15. 12. 5） H16. 4. 1 から施行 附則（H20. 7. 28） H20. 10. 1 から施行 附則（H26. 3. 7） H26. 4. 1 から施行 附則（H29. 8. 3） H29. 8. 21 から施行 附則（R 元. 7. 25） R 元. 8. 1 から施行	<p>(1) ディスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。）は、生物処理タイプと機械処理タイプに分類され、公益社団法人日本下水道協会の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成 25 年 3 月）」（以下「性能基準（案）」という）に基づき同協会の製品認証を受けたものでなければならない。（札幌市下水道条例施行規則第 5 条第 3 号）</p> <p>ただし、機械処理タイプについては平成 16 年 3 月の「性能基準（案）」に適合したもののうち、市長が設置を認めたものを含む。</p> <p>(2) 当該システムの一部又は全部を交換する場合も前項と同様とする。（札幌市下水道条例施行規則第 5 条第 3 号）</p> <p>(3) 前項(1)において、既に当該システムに係る計画の確認及び工事の検査を受け設置したものと並びに平成 27 年 3 月 31 日までに当該システムに係る計画の確認がなされた場合においては、建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号）による改正前の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 38 条に基づく配管設備として旧建設大臣が認定したもの又は公益社団法人日本下水道協会が作成した旧「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」に基づき評価機関により適合評価を受けたものを含む。また、当該システムは全体を包括した基準であり一部交換は適合評価適用外であるが、ディスポーザ部のみの交換に限り（機械処理タイプは除く）新基準適合品を以て対応できるものとする。（札幌市下水道条例施行規則第 5 条第 3 号）</p>

排水設備設置期間の延長の許可に係る審査基準（別紙1）

排水設備設置期間の延長許可の審査基準は、本基準表による。

審査基準

根 拠 条 例	審 査 基 準
<p>下水道条例第6条第2項</p> <p>第6条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の排水設備設置義務者は、当該公共下水道の供用開始の日から6月以内に排水設備を設置しなければならない。</p> <p>2 市長は、次の各号の一に該当する場合は、前項に規定する期間の延長を許可することができる。</p> <p>(1) 特殊な地形のため自然流下によっては、公共下水道への排出が困難と認められるとき。</p> <p>(2) 前号の外、市長が特に必要と認めるとき。</p> <p>附則（H7.3.25） 施行期日-別紙1部分 H7.4.1 から施行</p>	<p>(許可の基準)</p> <p>1.地形的条件によるとき</p> <p>(1) 処理告示区域内で、傾斜地や高低差等の立地条件により一般的な自然流下によって公共下水道への排水設備の接続をなすことが困難と判断される者。</p> <p>2.市長が特に必要と認めるとき</p> <p>(1) 排水設備を設置しようとする者で他人の用地を使用しなければ公共下水道を利用することが出来ない者であり、かつ、その用地所有者から権原の同意を得ることが出来ない者。</p> <p>(2) 排水設備を設置する資金を調達することに困難な事情があると判断される者。</p> <p>(3) 家屋が老朽化等で近く確実に除去又は移転が行われるもので、衛生上で特に有害と認められないもの。</p> <p>3.その他の場合で、上記1から2に準じる内容であるもの。</p>

排水設備設置期間の延長の許可に係る標準処理期間（別紙2）

（標準処理期間）

排水設備設置期間の延長許可に係る標準処理期間は、30日間とする。

標準処理期間の内訳

処 理 内 容	期 間
申請書、添付書類の形式審査	1 日
内容審査	1 4 日
現地調査	3 日
処分案作成	7 日
起案・決裁	2 日
文書作成・送付（交付）	3 日
合 計	3 0 日

附則（H7.3.25）施行期日H7.4.1 から施行

排水設備の設置又は改築の確認に係る審査基準（別紙 2-1）

（市街化区域における標準処理期間）

排水設備の設置又は改築の確認に係る標準処理期間は、15日間とする。

標準処理期間の内訳

処 理 内 容	期 間
申請書、添付書類の形式審査、受付印の押印	2 日
内容審査、決裁	7 日
台帳への記載、確認書作成及び送付（交付）	6 日
合 計	15 日

（市街化調整区域における標準処理期間）

排水設備の設置又は改築の確認に係る標準処理期間は、30日間とする。

標準処理期間の内訳

処 理 内 容	期 間
申請書、添付書類の形式審査、受付印の押印	2 日
内容審査、決裁	7 日
台帳への記載	2 日
排水負荷単位の算定、納付書作成	1 日
納付書決裁、納付書通知	4 日
納付の確認	10 日
確認書作成及び送付（交付）	4 日
合 計	30 日

附則（H7.3.25）施行期日H7.4.1から施行

排水設備の設置又は改築の確認に係る審査基準（別紙 2-2）

（接続負担金徴収を伴う標準処理期間）

排水設備の設置又は改築の確認に係る標準処理期間は、30日間とする。

標準処理期間の内訳

処 理 内 容	期 間
申請書、添付書類の形式審査、受付印の押印	1 日
内容審査、決裁、台帳への記載	6 日
納付書作成、納付書決裁、納付書通知	2 日
納付の確認	20 日
確認書作成及び交付	1 日
合 計	30 日

附則（H7.3.25）施行期日 H7.4.1 から施行

排水設備の設置又は改築の確認に係る審査基準（別紙 2-3）

（市街化区域で助成制度を利用する標準処理期間）

排水設備の設置又は改築の確認に係る標準処理期間は、20日間とする。

標準処理期間の内訳

処 理 内 容	期 間
申請書、受付印の押印、添付書類の形式審査	2 日
内容審査、決裁	7 日
助成申請に係る処理	5 日
台帳への記載、確認書作成及び送付（交付）	6 日
合 計	20日

（市街化調整区域で助成制度を利用する標準処理期間）

排水設備の設置又は改築の確認に係る標準処理期間は、35日間とする。

標準処理期間の内訳

処 理 内 容	期 間
申請書、受付印の押印、添付書類の形式審査、	2 日
内容審査、決裁	7 日
台帳への記載	2 日
排水負荷単位の算定、納付書作成	1 日
納付書決裁、納付書通知、納付の確認	14日
助成申請に係る処理	5 日
確認書作成及び送付（交付）	4 日
合 計	35日

附則（H7.3.25）施行期日H7.4.1から施行